

フランス法における遺産管理と「遺産」概念

宮本 誠子

序

民法 900 条は、嫡出でない子の相続分が嫡出子の相続分の 2 分の 1 である旨を定めていたが、2013（平成 25）年 9 月 4 日に、最高裁大法廷（最大決平成 25 年 9 月 4 日民集 67 卷 6 号 1320 頁）がこの規定（旧 900 条 4 号ただし書前段）を違憲であるとし、2013 年 12 月には、この文言を削除する旨の民法改正がなされた。

その後、法務省は、相続法制ワーキングチームを立ち上げた。ワーキングチームでは、生存配偶者の保護を目的とした新たな法整備などの検討がなされ、報告書が公表されている¹⁾。続いて、法制審議会民法（相続関係）部会（以下「法制審議会」という。）が設置された。法務省からの諮問は、「高齢化社会の進展や家族の在り方に関する国民意識の変化等の社会情勢に鑑み、配偶者の死亡により残された他方配偶者の生活への配慮等の観点から、相続に関する規律を見直す必要がある」との内容であった²⁾。法制審議会ではこの諮問を踏まえながら相続法全体についての議論がなされ、2016（平成 28）年 7 月には、民法（相続関係）等の改正に関する中間試案（以下「中間試案」という。）が公表された³⁾。

中間試案では、遺産分割の見直しの 1 つとして、「可分債権の遺産分割における取扱い」が採り上げられた。可分債権は、最判昭和 29 年 4 月 8 日民集 8 卷 4 号 819 頁（以下「昭和 29 年判決」という。）が、「相続人数人ある場合において、その相続財産中に金銭その他の可分債権あるときは、その債権は法律上当然分割され各共同相続人がその相続分に応じて権利を承継する」と判示して以来、相続開始時に当然分割し、遺産分割の対象とはならないと解されている⁴⁾。しかし、可分債権を遺産分割の対象としない取扱いについては、

1) 相続法制検討ワーキングチーム「4 相続法制検討ワーキングチーム報告書」(<http://www.moj.go.jp/content/001132246.pdf>)。

2) 法制審議会第 174 回会議（平成 27 年 2 月 24 日開催）における諮問第 100 号 (<http://www.moj.go.jp/shingi1/shingi03500025.html>)。

3) 商事法務編『民法（相続関係）等の改正に関する中間試案』別冊 NBL157 号（2016 年）。

4) 可分債権の相続についての「判例法理」や、最近の最高裁判例を踏まえての「判例法理」の位置づけについては、

多くの問題や不都合が指摘されてきており⁵⁾、特に学説では、可分債権を遺産分割の対象にする点に大きな異論はないと言ってよい。しかし、遺産共有中の取扱いについては見解が分かれている。昭和29年判決は、可分債権が当然に分割するとのみ判示したものであったが、当然分割は可分債権の遺産分割対象化を否定するものだと考えられてきたため、遺産分割対象化を肯定すると、遺産共有中の権利行使を認めるのか否か、その場合の権利行使の方法等が問題となるからである。

中間試案では、【甲案】【乙案】の2案が示された⁶⁾。【甲案】と【乙案】は、可分債権の遺産分割対象化を肯定するものであるが、遺産共有中（遺産分割前）の権利行使の方法について、異なる見解が示されている。すなわち、【甲案】は、可分債権を遺産分割の対象としつつ（【甲案①】）、「相続の開始により可分債権は法定相続分に応じて分割承継され、各相続人は、原則として、遺産分割前でも、分割された債権を行使することができる」（【甲案②】）という従来の取扱いを維持するものであるのに対し、【乙案】は、可分債権を遺産分割の対象とし（【乙案①】）、「相続人は、遺産分割が終了するまでの間は、相続人全員の同意がある場合を除き、可分債権を行使することができない」（【乙案②】）として、遺産分割前の権利行使を原則として否定してすることで、遺産分割の対象化を確実にしようとするものである。

そのような中、可分債権の1つとみられていた預貯金債権の相続について、最大判平成28年12月19日⁷⁾（以下「平成28年大法院判決」という。）が出され、注目されている。平成28年大法院判決は、預貯金債権を遺産分割の対象とすることができるか否かが問題となった事案において、預貯金債権の内容及び性質を詳細に分析した上で、預貯金債権（普通預金債権、通常貯金債権、定期預金債権）は「相続開始と同時に当然に相続分に応じて分割されることはなく、遺産分割の対象となる」と判示した。昭和29年判決が提示した、可分債権の相続に関する従来の判例法理を否定したのではなく、預貯金債権は、判例法理の適用される可分債権にはあたらないとしたものである。昭和29年判決は維持したまま、預貯金債権の相続の事案において、相続開始時に当然に分割し、分割単独債権となると判示していた最判平成16年4月20日家月56巻10号48頁のみを変更した大法院判

宮本誠子「金銭債権の共同相続」水野紀子＝大村敦志編『民法判例百選Ⅲ親族・相続』（有斐閣、2015年）132頁、同「遺産共有」法学教室429号（2016年）44頁を参照。

5) 最近でも例えば、可分債権を遺産分割の対象としないことによって、具体的相続分の計算に問題が生じることが指摘されていた（窪田充見「金銭債務と金銭債権の共同相続」水野紀子編『相続法の立法的課題』（有斐閣、2016年）162～163頁）。

6) 前掲注(3)・商事法務編『中間試案』6～7頁。

7) 裁判所HP (http://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail2?id=86354) 参照。

決となった。

平成 28 年大法廷判決は、預貯金債権が遺産分割の対象となるかとの点にのみ答えたものである。預貯金債権の遺産分割前の払戻しはいかにしてなし得るのか、一部払い戻しは認められるのか、勝手に払い戻した場合の権利義務関係はどのように処理するのかなど、かえって多くの問題を残している。平成 28 年大法廷判決は、預貯金債権についての遺産共有中の権利行使には言及しておらず、従来の最高裁判例や平成 28 年大法廷判決自体を踏まえて考えるしかない。

フランス法においては、可分債権は遺産分割前に権利行使をすることも、遺産分割の対象とすることも認められている⁸⁾。可分債権の当然分割は管理権限の分割を意味し、管理権限が分割されて、各共同相続人は遺産共有中も相続分についての権利行使が認められるが、帰属の問題はなお残されていて、可分債権も遺産分割の対象になる。遺産共有中の権利行使を認めつつ、遺産分割の対象とすることを肯定しており、フランスの相続法には、遺産共有中の権利行使と遺産分割の対象性とを両立させる理論が存するであろうと推測される。

そこで本稿では、フランス法における、遺産共有中の権利行使と遺産分割対象化との関連について検討する。フランス法において遺産共有中の権利行使については、1976 年 12 月 31 日の法律（以下「1976 年の法律」という。）⁹⁾ によって管理の規律が明らかにされていることが重要である。1976 年の法律は、「共有の規律に関する」法律と題されており、判例理論であった遺産共有中の財産の管理に関する規律が細かに明文化されたものである。また、遺産管理が迅速になされることを目的の 1 つとした、2006 年 6 月 23 日の法律（以下「2006 年の法律」という。）¹⁰⁾ などにも注目したい。本稿では、遺産共有中になされる権利行使のうち、管理行為と処分行為に着目し、それぞれの規律を明らかにしたうえで、管理行為については管理の結果生じた果実、いわゆる遺産から生じた果実の遺産分割対象性を、処分行為については処分の結果生じた代償財産の遺産分割対象性を検討する。さらに、管理行為と果実、処分行為と代償財産がどのように考えられているのか、管理の規律と遺産分割の対象性を関連づけているものは何かを分析していく。

8) 宮本誠子「フランス法における遺産の管理（一）」阪大法学 56 巻 4 号（2006 年）1007 頁、同「可分債権の相続と遺産管理」私法 74 号（2012 年）197 頁。

9) Loi n° 76-1286 du 31 déc. 1976 relative à l'organisation de l'indivision.

10) Loi n° 2006-728 du 23 juin 2006 portant réforme des successions et des libéralités.

I. 管理行為と「遺産」概念

I では、遺産の管理行為と、その結果生じた財産の遺産分割対象性について検討する。管理行為の結果生じた財産は、わが国では「遺産から生じた果実」として議論されている。最高裁判例（最判平成 17 年 9 月 8 日民集 59 卷 7 号 1931 頁）は、「遺産である賃貸不動産を使用管理した結果生ずる金銭債権たる賃料債権」の帰属について論じており、「遺産は、相続人が数人あるときは、相続開始から遺産分割までの間、共同相続人の共有に属するものである」ことを理由として、「この間に遺産である賃貸不動産を使用管理した結果生ずる金銭債権たる賃料債権は、遺産とは別個の財産というべきであって、各共同相続人がその相続分に応じて分割単独債権として確定的に取得するものと解するのが相当」と判示した¹¹⁾。その際、遺産分割の遡及効、すなわち賃料債権を生じさせた不動産を、遺産分割の結果取得する者は、遺産分割の遡及効により、相続開始時から当該不動産を承継していたことになる点が問題となるが、同判決は「遺産分割は、相続開始の時にさかのぼってその効力を生ずるものであるが、各共同相続人がその相続分に応じて分割単独債権として確定的に取得した上記賃料債権の帰属は、後にされた遺産分割の影響を受けないものというべきである。」として、遺産分割の遡及効が、遺産から生じた賃料債権の帰属に影響を及ぼさないことを明らかにしている。

同判決では、果実が、「遺産を使用管理した結果生ずるもの」であることはあまり重視せずに結論づけているようにも見えるが、フランス法においては、管理行為と、管理行為の結果生じた財産はどのように考えられているのか。果実の帰属、遺産分割の遡及効との関係を意識しながら分析する。

1. 遺産における管理行為

(1) 管理行為の規定

わが国の民法には、遺産共有中の財産管理に関する規定が存在しない。最高裁判例は、遺産共有を「物権法上の共有と異なるところがない」と解して¹²⁾、いわゆる共有説に立っており、遺産を構成する個々の財産の管理については、物権法上の共有の規定（民 252 条）が適用される¹³⁾。最近では、最判平成 27 年 2 月 19 日民集 69 卷 1 号 25 頁が、遺産共有中の株式の権利行使については、基本的に（物権法上の）共有の管理規定が適用されるが、

11) 評釈としては、道垣内弘人・平成 17 年重判解 90 頁等を参照。

12) 最判昭和 30 年 5 月 31 日民集 9 卷 6 号 793 頁。

13) 潮見佳男『相続法〔第 5 版〕』（弘文堂、2014 年）95 頁。

議決権行使については会社法 106 条本文に特別の定め(民 264 条ただし書)があるところ、会社法 106 条本文に従った処理がなされていない場合には、原則に戻って、共有の管理規定すなわち民法 252 条に従って処理されることになるとしており、遺産共有中の財産の管理行為については原則として民法 252 条が適用されるという考えを前提としていることが分かる。

フランス民法典においても、制定当時には、遺産共有中の財産管理に関する規定は存在しなかった。起草委員は、相続開始後には速やかに遺産分割をすべきであり、遺産共有は例外的状況だと考え、規定を設けなかったとされている。しかし実際には、遺産分割を数世代にわたって行わない事例、産業や社会の発展に伴い相続財産の内容が複雑になって遺産分割が困難である事例が少なくなかったため¹⁴⁾、判例及び学説は 19 世紀後半から 20 世紀にかけて共有理論を展開し¹⁵⁾、1976 年の法律によって、遺産共有中の財産管理に関する規律が立法化されるに至っている。このうち、管理行為に関する規律は次のとおりである。

【1976 年の法律】¹⁶⁾

815 条の 3 ①共有財産に関する管理行為……には、すべての共有者の同意を必要とする。共有者は、その 1 人又は数人に管理を包括的に委任することができる。(以下省略)

②共有者の 1 人が共有財産の管理にあたり、他の共有者がそれを知らず知らずの者の側から反対の意思表示がない場合には、その者は黙示の委任を受けたものとみなされる。この委任は、管理行為を含み、処分行為及び賃貸借の締結又は更新を含まない。

815 条の 4 ①共有者の 1 人がその意思を表明することができない場合には、裁判所は、他の者に、一般的な方法で、又は一定の特定の行為についてその者を代理する権限を付与することができる。(以下省略)

②法定の権限、委任又は裁判所による授權がない場合には、共有者の 1 人が他の者を代理しておこなった行為は、事務管理の規定にしたがってその者に対して効果を

14) H.Capitant, *L'indivision héréditaire*, Rev.crit., 1924, p.20.

15) フランスの 19 世紀の共有理論については、来栖三郎「共同相続財産に就いて一特に合有論の批判を兼ねて(三)」法学協会雑誌 56 巻 5 号(1938 年) 912 頁、有地亨「共同相続関係の法的構造(一)」民商法雑誌 50 巻 6 号(1964 年) 835 頁、丸山茂「共同相続財産の包括性に関する一考察」九大法学 42 号(1981 年) 163 頁の研究が、19 世紀の共有理論から 20 世紀の展開については、山田誠一「共有者間の法律関係(三)(四・完)ー共有法再構成の試み」法協 102 巻 3 号(1985 年) 492 頁、102 巻 7 号(1985 年) 1292 頁の詳細な研究がある。

16) 条文訳にあたっては、法務省司法法制調査部編『フランス民法典一家族・相続関係』(法曹会、1978 年)を参考にした。

有する。

815条の5 ①共有者は、他の共有者の（同意の）拒否が共通の利益を危険にさらす場合には、その者の同意を必要とする行為を単独でおこなうことができるよう、裁判所から許可を受けることができる。

すなわち、遺産共有中の財産についての管理行為は、共同相続人全員の合意によってなすのが原則である（815条の3第1項1文）。全員の合意により、共同相続人の1人に管理を包括的に委任することも許される（同項2文）。しかし、例えば、共同相続人の1人がその意思を表明することができない場合には、全員の合意を得ることはできない。このような場合には、裁判所に対して、他の共同相続人に対して代理権を付与するよう求めることができる（815条の4）。意思の表明ができない共同相続人の分については、いわば法定代理人となった共同相続人が意思を表明し、そのことによって共同相続人全員の合意が得られれば、管理行為をなすことができる。

また、共同相続人の1人が怠惰で意思を表明しないような場合もあり得るところ、そのことによって管理行為をなさないことが共同相続人全員の利益を危険にさらす場合には、共同相続人の1人が裁判所の許可を得て、単独で行為をなすこともできる（815条の5）。

さらに、2006年の法律は、このうちの815条の3を次のように改正した。

【2006年の法律】

新815条の3 ①1人又は数人の共有者は、共有財産の3分の2以上の権限があれば、この多数決によって以下の行為をなすことができる。

一 共有にある財産に関する管理行為をなすこと

二 1人又は数人の共有者あるいは第三者に対して管理の包括委任を与えること

三 （省略）

四 農業、商業、工業、手工業に使用される不動産を対象とする場合を除く賃貸借を締結しまたは更新すること

②これらの共有者は他の共有者に行為に関する情報を提供する義務を負う。そうでなければ、なされた決定は他の共有者に対抗することができない。

③（省略）

④共有者の1人が共有財産の管理にあたり、他の共有者がそれを知りながらそれらの者の側から反対の意思表示がない場合には、その者は黙示の委任を受けたものとみなされる。この委任は、管理行為を含み、処分行為及び賃貸借の締結又は更新を含まない。

1976年の法律によると、管理行為は原則として共同相続人全員の合意によってなさなければならなかったが、実務上は、全員の合意のそろわないケースが比較的多くあり、そのような場合には、一定の要件のもと裁判所の許可を得なければ、管理行為はなし得なかった(815条の4, 815条の5)。しかし、共同相続人の1人が怠惰であるだけで、裁判手続きを経なければならないのは合理的ではないとして¹⁷⁾、2006年の法律は、管理行為の一部をより容易になしうるように改正したというものである(なお、815条の4, 815条の5は維持されている)。

(2) 管理の結果生じた果実の帰属

フランス民法典は、制定当時、遺産共有中の財産管理に関する規定を持たなかったため、当然、遺産共有中に財産を管理した結果生じた果実に関する規定も存しなかった。

果実については、一般の規律としては、元物の所有者に帰属するとされている(547条)。そこで、遺産共有中に生じた果実も、元物を取得した相続人に帰属すると考えることも可能であった。しかし、そうすると、元物(遺産に含まれる財産)の相続人への帰属自体が遺産分割をなさなければ確定しないため、果実の帰属も遺産分割を経なければ確定しない。遺産分割までの間は、果実を収受する権限を有する者も確定しないことになる。また、たとえ相続人に果実を収受する権限があると解しても、遺産分割の遡及効により(883条)、遺産分割によって元物を取得した相続人が、相続開始時から果実も取得していたことになるため、遺産共有中に果実を収受した者は、その者に果実を返還しなければならない。そして、元物を、果実を収受した者に取得させるとしても、その者は遺産分割手続きの外で果実を取得したことになるから、遺産分割を通じた相続人間の平等を壊すことになる¹⁸⁾。

そこで、フランス法は古くから、ローマの法格言「果実は相続財産を増大させる (*Fructus augent hereditatem*)」¹⁹⁾を採り入れてきた。1976年の法律では次のように定められている。

【1976年の法律】

815条の10 ①共有財産の果実及び収入は、仮の分割(partage provisionnel)又は収益の分割を定めるその他全ての合意がない場合には、共有財産を増大させる。

(なお、同項は、2006年の法律により、815条の15第2項となっている)

17) Projet de loi portant réforme des successions et des libéralités, Exposé des motifs, II, B.

18) F.Terré et P.Simler, *Droit civil, Les biens*, 9e éd., Dalloz, 2014, n.708.

19) 山口俊夫『フランス法辞典』(東京大学出版会, 2002年)639頁。

すなわち、遺産共有中に生じた果実は、遺産（という財産体）の一部となる。遺産である財産を使用管理し、その結果果実が生じたのだとしても、誰が当該財産を管理していたかは問われない。果実を生み出すのに貢献したのが特定の相続人のみであったとしても、果実はいったん遺産を構成する。

そのことによって、果実は、遺産を構成する他の財産と同様に扱われる。果実についても、遺産共有中の管理の規定が適用され、果実の収受なども管理の規定にしたがってなされる（2で詳しくみる）。

また、果実の最終的な帰属は、遺産分割によって確定する。果実は、相続開始時に存した財産と同様に、遺産分割の際に、相続人に割り当てられる。ここでも、元物を誰が取得したのかは問題とならない。果実として生じたという属性は排除され、遺産を構成する一つの財産として相続人に分配される。その際、遺産分割の遡及効は問題とならない。

果実も遺産分割の対象とする点は、条文上にも表れている。2006年の法律による改正前には、旧832条2項が「各割当分（lot）は……動産又は不動産、権利又は債権によって構成しなければならない」と規定しており、割当分とは「遺産分割の結果、相続人に帰属する財産の総体」²⁰⁾であるところ、果実は遺産共有中遺産を構成するのであるから、遺産分割時には本条が果実にも適用され、相続人の割当分を構成する、すなわち遺産分割の対象となると解されていた。その後、2006年の法律により、新825条1項が「分割対象となる財産体には、相続開始時に存した財産、……これらから生じた果実が含まれる」と規定し、果実が遺産分割の対象となることをより明確にしている。

このような処理はローマの法格言の考え方により可能となっているところ、法格言の背景には、「遺産は自律した共有財産体である」という考え方があるとされる²¹⁾。遺産を法人とみなすわけではないが、一種、独立した財産体であるかのようにみており、そうすることで、遺産という財産体を構成する財産を管理した結果、別の財産が生じたのであれば、それも財産体に含めて、財産体を遺産分割まで維持していくという発想がある。また、果実を遺産に含めることによって、果実を遺産分割の対象とすることは、果実を共同相続人全員の利益としていることになるが、このことは共同相続人間の連帯から根拠づけられるとする説明もある²²⁾。「遺産」の捉え方が日本とは異なることが分かる。

20) 松川正毅「遺産分割と遡及効」占部洋之ほか編『現代民法学の理論と実務の交錯』（成文堂、2001年）301頁注（2）。

21) M.Dagot, *L'indivision*, JCP 1977.1.2858, nos 290 et 291; D.Martin, *Le droit et l'indivision*, D.1977, chr. XXX, n.42; M.Donnier, *Juris-Classeur*, Art.815 à 815-18, Fasc.40, n.52; M.Grimaldi, *Droit patrimonial de la famille*, Dalloz-Sirey, 5e éd., n.1957.

22) Dagot, supra note (21), n.291; Donnier, supra note (21), n.54.

2. 管理行為と「遺産」

(1) 果実の管理

遺産共有中に生じた果実は、遺産の一部となり、遺産を構成する他の財産と同様に扱われる。すなわち、果実の、遺産分割までの間の管理には、遺産共有中の管理の規定が適用され、果実の収受なども管理の規定にしたがってなされる。管理行為であれば、2006年の法律以降は、3分の2以上の多数によってなし得る（815条の3第1項）。また、例えば賃貸不動産を相続人の1人が管理している場合には、この相続人は他の相続人から不動産管理の（黙示の）委任を受けていると言え、不動産から生じる賃料債権の回収についても委任を受けていることになるから（815条の3第1項2号、第4項）、当該相続人は単独で賃料回収にあたることができる。

また、より積極的に、例えば、相続人の1人が薬局を経営した場合や、建築事務所を運営した場合、それによって得られるのは「収入」と言えるが、収入も、果実と同様に、遺産に含まれる（815条の10）。

果実と収入については立法までに経緯がある。果実についてのリーディングケースとされる破毀院民事部1905年5月23日判決²³⁾は、果実は共有財産を増大させるという法格言を原則としながらも、「商業資産の経営を継続し、個人的にリスクを負いながら全く新しい活動に従事し、それがイニシアティブ、特別の知識、固有の活動を伴っており、商店の通常の機能には必ずしも含まれない場合」の収入は、共有財産を増大させないと考えた。しかし、学説は、収入の判断基準があいまいであり、共有財産を増大させるか否かの区別は困難であると批判した²⁴⁾。この批判を受け、1976年の法律は、果実と収入を区別せず、いずれも共有財産（相続財産、遺産）を増大させるものとしたのである。

そうすると、遺産である財産を利用したとはいえ、特定の相続人のみが積極的に行為をして収益をあげているにもかかわらず、その収益は何ら関与していない他の相続人も含めた共同相続人全員に分配されることになってしまう。そこで、収益をあげた相続人には、「遺産」（という財産体）から報酬を受けることが認められている（815条の12後段、条文は後掲（2）参照）。果実や収入は統一的に遺産に含め、その後、財産を管理した者の事情を

23) 破毀院民事部1905年5月23日判決（DP 1906.1.360, note Boutard; S.1906.1.177, note Tissier）は、夫婦共通財産解消後分割前の事案であったが、夫婦共通財産解消後分割前の状況には、相続開始後遺産分割前におけるのと同様の理論が適用される。例えば1476条は夫婦共通財産の分割に遺産分割の規定が適用される旨を定めており、本判決が示した、夫婦共通財産解消後分割前に生じた果実についての理論は、遺産共有中に生じた果実についての理論にもなるとみられている。

24) J.Flour, *Plus-values et fruits de biens indivis*, JCP 1943. I. 336, n.23.

考慮する。例えば、共有者の1人が薬剤師で、単独で薬局の経営にあたり、利益をあげた場合であっても、その利益はいったん共有者全員の利益になり、その後、薬剤師たる共有者は、薬剤師としての報酬を「遺産」から取得する²⁵⁾。

また、果実の管理の一環として、共同相続人全員の合意により、果実を収受し、取得する権利を特定の相続人に与えておくことも許される。815条の10は「共有財産の果実及び収入は、仮の分割又は収益の分割を定めるその他全ての合意がない場合には、共有財産を増大させる。」と定めているから、「仮の分割又は収益の分割を定めるその他の合意」がある場合には、果実や収入は、共有財産を増大させないことになる。「仮の分割」とは、遺産共有中の財産の使用収益権を各相続人に分配することを言う²⁶⁾。使用収益権を特定の相続人に与える旨の合意がなされていた場合、当該相続人が果実や収入を収受し、かつ自分のものとすることができる。815条の10の文言は、仮の分割がある場合には、果実や収入はそもそも遺産に入らないかのようにも読める。しかし、果実は遺産に入り、その帰属は遺産分割によって定められるところ、仮の分割や収益の分割をすることによって、いわば遺産の一部分割として、あらかじめ果実の帰属が定められている場合には、果実は実際には遺産には入らない旨を定めたものにすぎず、「果実は相続財産を増大させる」点は理論上は維持されている。

さらに、果実を遺産に含めるといっても、実際には、遺産共有中に果実を収受した相続人は、その果実たる財産を手元で管理しておくこともあるだろう。例えば、被相続人の不動産を賃貸する場合には、特定の相続人が賃貸の業務にあたり、賃料を回収する。商業資産がある場合には、特定の相続人が経営にあたり、収入を得る。このような場合、果実や収入を受け取っているのは特定の相続人のみである。そこで、815条の12前段は「1個または数個の共有財産を管理する共有者は、その管理の純益を返還する義務を負う」と定めている。

特定の相続人が委任を受けて財産を管理する場合(815条の3参照)、その財産から生じる果実を受け取る権限も当該相続人に委任されているとみられるが、果実はあくまでも遺産に含まれるものであるため、当該相続人は果実を「遺産」に対して返還する義務を負っているとみることになる。遺産分割の際には、相続人の「遺産」に対する債務、「遺産」の相続人に対する債権と位置づけられる。相続人と「遺産」との間に債権債務関係が生じていることになり、ここでも、「遺産」を独立した財産体とみる考え方が表れている。

果実の発生は管理の規律にしたがった管理行為に裏付けられ、果実は遺産に含められる。

25) Cf. Cass. civ., 1re, 29 mai 1996: Bull. civ. I . n.222, p.154.

26) M. Grimaldi, *Droit civil, Successions*, Litec, 6e éd., 2001, n.827-c.

遺産に含められたならば、果実自体も、遺産を管理する規律にしたがって管理され、遺産分割の対象となる。果実を遺産に含めることは、遺産を独立した財産体とみることで可能となっている。また、果実自体の管理や、共同相続人間の権利義務関係も、独立した財産体である「遺産」を通じて調整されている。

(2) 管理費用の支払い

管理行為に要した費用を誰が負担し、どのように支払われるのかも見ておこう。管理費用については、1976年の法律による次の規定が適用される（下線は筆者による（以下同様））。

【1976年の法律】

815条の17 ①共有が生じるより前に共有財産に対して権利行使できた債権者及びその債権が共有財産の保存または管理から生じる債権者は、分割前に積極財産から控除して支払いを受ける。それらの債権者はさらに、共有財産の差し押さえ及び売却を進行することができる。

本条の「その債権が共有財産の保存または管理から生じる債権者」が管理費用の債権者にあたる。管理費用の債権者には、遺産分割に先立ち優先して、遺産の積極財産から弁済を受けることや、遺産分割を待たずに、遺産の積極財産を差し押さえて債権回収を図ることが認められている。実務においては、管理費用は、本条を根拠として、遺産の積極財産で清算される。この場合、管理費用は、「遺産」という財産体が負担していることになる。

管理の結果生じた果実は「遺産」に入り、管理費用は「遺産」から支払われる。そうすると、財産の管理により、果実も生じたが、管理費用も要した場合には、果実自体から管理費用を支出しても差し支えないはずである。そこで、次のような規定がある。

【1976年の法律】

815条の12 1個または数個の共有財産を管理する共有者は、その管理の純益を返還する義務を負う。その者は、協議又はそれがない場合には裁判で定める条件にしたがって、その活動の報酬への権利を有する。

815条の11 ①すべての共有者は、その者が同意した行為またはその者に対抗することができる行為がもたらした支出を控除して、共有財産の利益におけるその年次の持分 (part annuelle) を請求することができる。

特定の相続人が財産を管理し、そこから生じた果実を収受していた場合、当該相続人は遺産分割時にそれを、「遺産」という財産体に返還する義務を負う（815条の12前段）が、返還の範囲は「管理の純益」に限られる（815条の12後段）。「管理の純益」とは、財産の管理により生じた果実から管理費用等の支出を差し引いた額をいう²⁷⁾。管理の結果生じた果実は「遺産」に入り、管理に要した費用は「遺産」から支払われるのと同じことが実現できている。財産を管理する相続人にとっては、管理費用を「遺産」から支出するよう請求する（815条の17参照）手間を省くこともできる。「遺産」という財産体を軸に、果実の収受と管理費用の支払いがスムーズになされ、かつ、他の共同相続人らが把握できるようになっている。

815条の11も同趣旨である。各相続人が遺産分割を待たずに財産を得られるよう配慮して、果実の持分に対する請求権を認めているが、請求し得るのは「利益」に限られる。「利益」とは、果実から、共有財産の使用収益及び経営に要する負担を差し引いた額を言う。例えば、相続不動産を賃貸している場合には、果実である賃料全額から、その不動産を実際に管理する者が負担している管理費用や修繕費等を差し引いた金額が、請求し得る対象となる。果実は遺産に入り、管理費用等は遺産から支出されるため、実質的に「遺産」に残るのは、果実から管理費用等を差し引いた残額である。「遺産」に残った財産は、遺産分割の対象となる。すなわち、共同相続人全員に平等に分配される。815条の11は、遺産の一部分割であり、その対象となる内容からも、「遺産」という財産体を軸にして、果実の収受と、管理費用の支払いをなし、共同相続人間の権利関係も明らかにしていることが分かる。

II. 処分行為と「遺産」概念

遺産を構成する財産の処分行為について、わが国では、物権法上の共有の規定にしたがい、全員の合意をもってなされる（民251条参照）。処分行為の結果生じた代償財産については、最高裁判例が、共同相続人が全員の合意によって遺産分割前に遺産を構成する特定不動産を第三者に売却したときは、その不動産は遺産分割の対象から逸出することとし、そして、第三者に対する売却代金債権は、これを一括して共同相続人の一人に保管させて遺産分割の対象に含める合意をするなどの特別の事情のない限り、各相続人が持分に応じて取得すると解している（最判昭和52年9月19日判時868号29頁、最判昭和54年

27) Cf. P.Catala, *L'indivision*, Defrénois 1980, art.32576, n.83.

2月22日家月32巻1号149頁)。

IIでは、フランス法において、遺産を構成する財産を処分する行為はどのように規律されているのか、その結果生じた代償財産の帰属をどう考えるのかを明らかにし、遺産管理としての処分行為の考え方と、「遺産」という考え方との関連性を、相続債務弁済のための処分行為等を通じて検討する。

1. 遺産における処分行為

(1) 処分行為の規定

遺産共有中の処分行為に関する規定は、管理行為に関する規定と同様、民法典制定当時には存しなかったものの、判例及び学説を経て、1976年の法律により立法化されるに至った。1976年の法律による処分行為の規定は次のとおりである。

【1976年の法律】

815条の3 ①共有財産に関する管理行為及び処分行為には、すべての共有者の同意を必要とする。共有者は、その1人又は数人に管理の包括委任を与えることができる。(以下省略)

②共有者の1人が共有財産の管理にあたり、他の共有者がそれを知りながらそれらの者の側から反対の意思表示がない場合には、その者は黙示の委任を受けたものとみなされる。この委任は、管理行為を含み、処分行為及び賃貸借の締結又は更新を含まない。

815条の4 ①共有者の1人がその意思を表明することができない場合には、裁判所は、他の者に、一般的な方法で、又は一定の特定の行為についてその者を代理する権限を付与することができる。(以下省略)

②法定の権限、委任又は裁判所による授權がない場合には、共有者の1人が他の者を代理しておこなった行為は、事務管理の規定にしたがってその者に対して効果を有する。

815条の5 ①共有者は、他の共有者の(同意の)拒否が共通の利益を危険にさらす場合には、その者の同意を必要とする行為を単独でおこなうことができるよう、裁判所から許可を受けることができる。

そして、2006年の法律は815条の3を次のように修正した(815条の4、815条の5は維持されている)。

【2006年の法律】

新 815 条の 3 ① 1 人又は数人の共有者は、共有財産の 3 分の 2 以上の権限があれば、この多数決によって以下の行為をなすことができる。

- 一 共有にある財産に関する管理行為をなすこと
- 二 1 人又は数人の共有者あるいは第三者に対して管理の包括委任を与えること
- 三 共有財産の債務および負担を弁済するために共有にある動産を売却すること
- 四 農業、商業、工業、手工業に使用される不動産を対象とする場合を除く賃貸借を締結しまたは更新すること

② これらの共有者は他の共有者に行為に関する情報を提供する義務を負う。そうでなければ、なされた決定は他の共有者に対抗することができない。

③ ただし、共有にある財産の通常の経営に属さないすべての行為及び 3 号を除くすべての処分行為については、すべての共有者の同意が必要である。(以下省略)

遺産共有中の処分行為は原則として全員の合意によってなされる(旧 815 条の 3 第 1 項、新 815 条の 3 第 3 項)が、2006 年の法律はその例外も認めている。すなわち、処分行為をなす際に、共同相続人の 1 人が怠惰であるなどによって全員分の同意がそろわないとすると、裁判所に代理権の付与を求めたり、許可を求めたりせざるを得なかった(815 条の 4、815 条の 5)。しかし、実務上必要と判断される行為である場合にまで、裁判上の手続きを採らざるを得ないのは合理的とは言えず、また、共同相続人間の無駄な対立を避ける意味もあり²⁸⁾、2006 年の法律は、処分行為の内容が、遺産共有中の動産の売却であり、かつ、それが相続債務の弁済または相続財産の負担²⁹⁾の弁済を目的とする場合には、全員の合意までは要さず、3 分の 2 以上の多数決で足りると、要件を緩和した。

さらに 2009 年 5 月 12 日の法律³⁰⁾は、法の単純化と明確化、手続きの緩和の一環として、次の規定を追加した。

28) M.Grimaldi, *Présentation de la loi du 23 juin 2006 portant réforme des successions et des libéralités*, Dalloz 2006, n.37, 2552.

29) 相続財産の負担 (charges de la succession) は、わが国では相続財産に関する費用(民 885 条)が最も近い概念であるが、被相続人の死亡を機に生じた債務などと定義されており、その内容は異なる。相続財産の負担の典型例は葬式費用である。相続財産の負担については、宮本誠子「フランス法における『相続財産の負担』」*阪大法学* 66 卷 3・4 号(2016 年) 747～767 頁を参照。

30) Loi n.2009-526 du 12 mai 2009 de simplification et de clarification du droit et d'allègement des procédures.

【2009年の法律】

新 815 条の 5 の 1 ①所有権を分割する場合ではなく、かつ、共有者の 1 人が 836 条の定める場合³¹⁾の 1 つに該当する場合には、共有財産は、共有者の持分の 3 分の 2 以上の多数により申し立て、次項以降に定める要件や方法にしたがう限り、大審裁判所の許可を得て、譲渡することができる。

②持分の 3 分の 2 以上を有する 1 人または複数の共有者は、公証人に対し、この多数をもって、共有財産を譲渡する旨の意思を表示する。

③～⑤ (省略)

⑥この譲渡は換価処分の方法によってなされる。代償金は、共有財産の債務または負担の支払いのためである場合を除き、買換え〔他の財産の購入〕にあててはならない。

⑦ (省略)

2006 年の法律による新 815 条の 3 第 1 項 3 号は、相続債務または相続財産の負担の支払いを目的とした動産の売却のみを認めるものであった。2009 年の法律は、共有財産の売却をより容易にするため、動産に限らず、あらゆる共有財産について、持分の 3 分の 2 以上の多数でかつ一定の手続きを経れば、裁判所の許可をもって換価できるとした。

(2) 処分行為の結果生じた代償財産の帰属

代償財産の帰属については、破毀院連合部 1907 年 12 月 5 日判決³²⁾(以下「1907 年判決」という。)が有名である³³⁾。事案はかなり複雑で、判決で扱われた争点も複数にわたるが、代償財産に関する限りでは、遺産分割において価額分割をなすために、遺産を構成する不動産が競売にかけられ、競落代金債権が生じたという事案であった。

1907 年判決は次のように判示した。「遺産に含まれる不動産を換価処分するための競売は、競落人が遺産共有の共有者以外の第三者である場合、当該競落人にとっては売買と同視されなければならないものの、共同相続人相互の関係においては遺産分割の最初の手続きである。現実には、こうした売買は、相続財産体 (masse successorale, 財産の集合体)

31) 共同相続人の 1 人が生死不明の場合、その存在が知れない場合、意思を表示することができない場合、制限行為能力者制度の対象となっている場合を指す。

32) Cass., Ch.réun., 5 déc.1907, Chollet c/ Dumoulin : D.1908.1.113, note Colin; S.1908.1.5, concl. Baudouin, note Lyon-Cean, GAJC 12e éd., n.119.

33) 本判決の評釈である、稲本洋之助「相続分割の効果」野田良之編『フランス判例百選 (別冊ジュリスト 25 号)』(1969 年) 88 頁以下、宮本誠子「可分債権の相続と遺産分割」松川正毅ほか編『判例にみるフランス民法の軌跡』(法律文化社、2012 年) 93 頁以下を参照。

の計算にあたってなされる。〔それゆえ〕代償債権は、遺産分割の対象となるべき積極財産に含まれ、代償債権に置き換えられた不動産自体がそうであったのと同様に、遺産分割の通常の規定が適用される。」

すなわち、代償財産は遺産であった財産の代わりに遺産を構成することになる。そして、遺産を構成する一財産として、他の相続財産と全く同様に扱われることになる。

本判決に付された検事総長ボドウアンの意見 (Conclusions) でも、「法的包括物においては代金は物に代位し、物は代金に代位する (*In judiciis universalibus res succedit loco pretii et pretium loco rei*)」³⁴⁾ という法格言を援用しながら、遺産という複数の財産の財産体において、それを構成していた個別財産が代金債権に代わった場合には、代金債権が遺産を構成するとの説明がなされている。

1907年判決は、換価処分が遺産分割のためになされたものであったため、代償債権を遺産に含めなければ換価処分をした意味がなくなるという事例であった。ボドウアンも、1907年判決の換価処分が遺産分割で価額分割をするためになされたことに着目して、遺産分割のための換価処分である以上、もとの財産に代わる債権は遺産に含まれるとしていた。

しかしその後、1907年判決の理論は、遺産を構成する財産が処分された場合一般の理論として確立する。そして、2006年の法律では、新815条の10第1項³⁵⁾で、「共有財産に代わる債権及び賠償金、共有財産の利用または買換えとして、共有者全員の合意により取得した財産は、代位の効果により法律上当然に共有となる。」と規定され、処分行為の規律にしたがってなされた、すなわち共同相続人全員の合意によりなされた処分行為の結果生じた代償財産は、遺産共有の状態にある「遺産」に含まれることが明らかにされた。

代償財産は、遺産に含まれると、遺産共有中の他の財産と同様に、遺産共有中の管理に関する規律が適用され、遺産分割の対象になる。2006年の法律による改正前には、旧832条2項が、「各割当分 (lot) は、……動産又は不動産、権利又は債権によって構成しなければならない」と定めており、割当分とは「遺産分割の結果、相続人に帰属する財産の総体」であり³⁶⁾、代償財産は遺産に含まれる以上、遺産分割の対象となると解された。また、2006年の法律では、新825条が遺産分割の対象財産を列挙しており、そこに代償財産が含まれている。すなわち、新825条は「分割対象となる財産体には、相続開始時に存した財産、それに代位した財産、被相続人の死亡を理由に処分されなかった財産、これ

34) 山口・前掲注 (19) 640 頁参照。

35) なお、前掲の、1976年の法律による815条の10第1項は、2006年の法律により第2項となっている。

36) 前掲注 (20) 参照。

らから生じた果実が含まれる」と規定しており、代償財産は、相続開始時に存した財産に代位した財産として、遺産分割の対象となる。

2. 処分行為と「遺産」

(1) 代償財産の管理

代償財産も遺産に入り、遺産を構成する財産として管理され、遺産分割の対象となり、相続人のいずれかに割り当てられる。フランス法においても、遺産分割には遡及効が認められているため（883条）、遺産共有中になされた行為については、遺産分割の遡及効との関係が問題となり得る。しかし、遺産分割の遡及効は、遺産共有中になされる「ある相続人の行為から他の相続人を保護する場面でのみ適用される」のであり、遺産共有中の管理の規律に従った行為に遡及効は及ばない³⁷⁾。処分行為も、管理の規律にしたがい、例えば全員の合意でなされたのであれば、遺産分割において代償財産をどの相続人に取得させたかによって、処分行為の効力に影響はない。管理の規律にしたがってなされた行為は、遺産分割の遡及効によって効力を否定されないため、フランス法では、「有効になされた」と表現する。

管理の規律に従わずになされた場合、例えば相続人の1人が他の共同相続人の同意なく勝手に財産を処分した場合には、他人物売買とみる³⁸⁾。フランス法では他人物売買は無効であるから（1599条）、この処分行為は無効とされる。

遺産を構成する財産の共有持分を譲渡する場合であったとしても、他の共同相続人に対する通知義務が課され（815条の14）、通知しなければ譲渡自体が無効となる可能性がある（815条の16参照）。通知義務を課すことにより、「遺産」という財産体の範囲が、共同相続人全員にとって明らかであるようになっている。

共有持分を譲渡した場合にも、代償財産は遺産に入る。ただし、将来、遺産分割をする際に、当該代償財産は譲渡人である相続人に割り当てる旨を、共同相続人全員の合意によって定めておくことは許される³⁹⁾。代償財産は遺産に入り、遺産分割の対象となることが常に前提となっている。

37) 松川・前掲注(20) 304頁は、遺産分割の遡及効は、遺産共有中になされた行為を無効とすることで相続人を保護するための規定であるが、遺産共有中の管理や処分等を有効とすべき場合を明確に規定することによって、有効になした場合には遡及効は及ばないこととした旨、説明している。

38) Domat Droit privé par C.Jubault, *Droit civil, Les successions, les libéralités*, 2e éd., Montchrestien, 2010, n.1140.

39) Jubault, *supra* note (38), n.1140.

(2) 遺産からの債務の弁済

2006年の法律は、相続債務および相続財産の負担を弁済するために動産を売却する場合には、全員の合意までは必要なく、持分の3分の2以上の多数でなし得るとした(新815条の3第1項3号)。債務の弁済のための処分行為であれば、処分行為が、行為を希望する者にとってはより容易になし得ることになる。この点についても検討しておこう。

まず、フランス法では、相続債務は遺産から弁済されることが、815条の17により認められている。815条の17第1項は、「共有が生じるより前に共有財産に対して権利行使できた債権者及びその債権が共有財産の保存または管理から生じる債権者は、分割前に積極財産から控除して支払いを受ける。それらの債権者はさらに、共有財産の差し押さえ及び売却を迫ることができる。」と定めており、「共有が生じるより前に共有財産に対して権利行為できた債権者」とは、遺産共有の場面においては相続債権者を指すから、相続債権者は、遺産分割前に、遺産の積極財産から支払いを受けること、また、遺産に属する財産を差し押さえることができる。

この規定は、破毀院1912年12月24日判決(フレコン判決と呼ばれている。以下「1912年判決」という。) ⁴⁰⁾ の理論を明文化したものである。1912年判決は、「相続債務は相続人間で当然に分割されるが、相続債権者が被相続人の生前に有していた担保(gage, 債務の引当てとなる債務者の財産)は、遺産分割がなされるまでは、分割できない状態で(indivisible)遺産全体において存在し続ける。したがって、X〔相続債権者〕は、いまだなされていない遺産分割に関与し、遺産を構成する財産全体から債権の全額につき弁済を受ける権利を有する」との理論を示して、注目された。815条の17のもととなる理論を提示しており、その根拠を、債務の引当てとされた被相続人の財産(遺産)が、遺産分割までの間は、分割できない状態で維持されていることに求めている。最近の学説の中には、分割できない状態という表現によって、遺産分割前に「遺産が分割して相続人の財産となることを否定し」、「消極財産の弁済のために」、「遺産分割までは遺産が被相続人の生前にあった状態で残る。遺産は1つ(の資産)であり、分割できない(財産の集合体)である」というものがある ⁴¹⁾。

フランス法は、包括承継の原則をとり、遺産は遺産分割までの間は、相続人間の共有状態にあるという建前を採っている。しかし、遺産は、相続人間の共有状態というよりは、いわば相続人の手から離れた独立の財産体だと考えられている。そのことによって、債務

40) Cass.Req., 24 déc.1912 : S.1914.1.201. 評釈として、宮本誠子「可分債務の相続と清算」松川編・前掲注(33)85頁参照。

41) Grimaldi, supra note (26), n.614 a).

の清算をも可能にしている。

相続財産の負担についても同様である。相続財産の負担は、被相続人が負っていたのではないが、被相続人の死亡を機に生じた債務であり、被相続人が負担するかのように、遺産から支払われるべき債務だと考えられている。また、支払いの場面では相続債務と同様の処理がなされている⁴²⁾。相続財産の負担についても、遺産を独立の財産体とみることによって、遺産からの弁済が可能となっている。

新815条の3が定める「共有財産の債務及び負担」は、「遺産」から弁済され得る債務である。遺産を構成する財産を処分することによって生じた代償財産は遺産に含まれるから、代償財産をもって弁済することは、遺産から弁済することと同義である。新815条の3は、代償財産を債務の弁済に充てる場合にのみ、処分行為をより容易になり得ることを認めていることになる。

「遺産」を構成する財産を売却する場合、その処分行為は、管理の規定に従ってなされる。処分行為の結果として生じた代償財産は、「遺産」に入る。そして、「遺産」を構成する他の財産と同様に扱われ、遺産分割まで管理される。処分行為が債務の弁済のためになされた場合でも同様である。処分の結果生じた代償財産は「遺産」に入り、債務は「遺産」の積極財産をもって弁済することが認められているから、「遺産」に入った代償財産をもって弁済することが可能となる。「遺産」を軸として、遺産共有中の権利義務関係の変動を操作し、把握していることがわかる。

結び

フランス法には、遺産を構成する財産の管理についての細かな規定がある。この管理の規定は、遺産共有中の財産についての管理行為や処分行為の方法を定め、管理行為の結果生じた果実や処分行為の結果生じた代償財産を遺産に含めるものとしている。また、管理に要した費用を遺産から支出することや、遺産を構成する財産を処分して、相続債務の弁済にあてることも認めている。

管理に関するこのような規定を分析すると、フランス法では、「遺産」の捉え方がわが国におけるのとは異なっていることが分かる。フランス法は、「遺産」を、法人とみるわけではないが、独立した財産体とみていえる。そして、「遺産」を基軸に、管理行為と果実、果実と管理費用、処分行為と代償財産、代償財産と債務の清算をそれぞれ関連

42) 宮本・前掲(29)751頁以下参照。

づけており、「遺産」を独立した財産体とみることによって、遺産共有中の権利義務関係の変動や遺産分割の対象財産を明らかにしていると言える。

共同相続人間の権利義務や遺産の対象財産が明らかにされていれば、遺産や相続に関する共同相続人間での紛争を予防することにつながる。フランス法の「遺産」についての捉え方は、相続の紛争予防にもつながり得る。